



いわない 議会だより

発行 岩内町議会
編集 議会運営委員会
〒045-8555
北海道岩内郡岩内町字清住258
☎ 0135-62-1011
FAX 0135-62-3465
メールアドレス
iw-gikai.282283@water.ocn.ne.jp



新体制スタート

2011. 8
No. 113

5会派の議員による一般質問	P 2 ~ P 16
第2回定例会報告	P 17

一般質問 (要約)

6月20日、21日、6名の議員による町政全般にわたる質問が行われました。

池田 光 行 議員 (志政クラブ)

次期町長選への

立候補について

■質問■

上岡町長は、平成十五年十月の町長選挙に当選して以来、七年八月月にわたり町政を担ってこられました。

当時の町財政は危機的状況にあり、行政改革の断行や、借換債の発行など、町財政の健全化への努力に対し、敬意を表します。

二期目の就任後は公約に掲げた「財政再建」「産業活性化」「安心安全なまちづくり」「住環境の整備」に向けた様々な対策に力を傾注されました。

自治体を取り巻く環境は変化し、少子高齢化対策や経済・産業の再生など、行政課題は山積しています。

今後においても、中・長期的な視点に立ち、行政課題に取り組んでゆく

ことが重要ですが、本年秋の町長選挙への立候補に対する町長の決意について、伺います。

■町長■

私の公約の中で、最も重要な「財政再建」については、新たな行政改革の推進など様々な取り組みを実施してきたことで、平成二十一年度一般会計決算は実質収支の黒字が維持され、さらに、平成二十年度からは、財政健全化指標も全ての指標が良好の結果を得られており、就任後八年間の努力の成果が表れていると考えています。

しかし、地方交付税等の見直しや東日本大震災復興に係る財源問題など、国の政策動向の見極めが難しい中で、町の財政を健全に維持していくには、より一層国の動向

を注視し、今後とも継続的な事務事業の見直し、中長期的な視点での行政改革の実施が必要であります。

また、役場庁舎、保健センターの建設や一般廃棄物最終処分場の更新など、大型事業が控えており、これまで以上に慎重かつ計画的な財政運営が求められます。

私は、町民の皆様のご支援が得られるならば、引き続き町の発展のため、町政を担うという強い意志を持って三期目への立起をし、全力を傾注していく決意です。

商店街活性化について

■質問■

商店街活性化に向けて「軽トラック市」「へに子」のひなまつりスタンプラリー」など関係各団体と連携している事業は町民にも浸透しており、商店街の活性化、町の賑わい創出に効果を表しています。

一、「プレミアム商品券発行事業」は、消費者はもとより商店街の活性化には大変有効な事業と思われ、今後この事業の計画があるのかを伺います。

二、空き店舗は減少せず、増加傾向です。多くの空き店舗では水廻りが設置されていない。店舗専用でなく共同使用で使い勝手が悪く、新設には

多額な経費が敬遠される要因となっています。

空き店舗のトイレ・水道設備の新設に対する補助支援が有効と考えますが町長のお考えを伺います。

■町長■

一、プレミアム商品券の発行事業については、現段階において町の計画として具体的に位置づけしておりませんが、町内の経済状況や町民、商店街等からの要望を充分把握し、事業主体となる商工会議所と情報を共有しながら検討します。



マリナーパークについて

二、今年度より新たに商工会議所が実施する空き店舗対策を基軸とした商店街活性化支援事業に対し、町として補助しています。

これにより、町内の空き店舗の情報を管理しながら、店舗賃借料の助成までを一括して展開することが可能となるため、一定の要件はありますが、起業を予定される方々には、大変有効な支援事業であると考えます。

しかし、ご質問にあるトイレ、水道施設などの店舗の改装費等については、この事業の助成対象となっていないことから、今年度の事業実績や課題を検証するとともに、利用者等の意見や要望を踏まえ、より多くの方々が活用できるように、事業主体である商工会議所とともに種々の検討を行っています。

■質問■

親子のふれあいの場として、町民の健康づくりの場として「ラジオ体操」の会場として多くの町民に利用されている「マリナーパーク」ですが、あまり状況が良くありません。

一つは敷石が割れていて危険なことです。幼児が遊ぶには良い状況ではありません。
また、一つは先日草刈がされておりましたが、刈り取られた草がそのまま放置されており風が吹くと散乱しています。

町政執行方針の中には公園事業として「適切な管理運営に努め、施設の点検調査を行い、長寿命化修繕計画の検討を進めます」と述べています。「石の割れ」の処理と「草刈り処理」の二点についてどのようにされるか伺います。

■町長■

マリナーパークは平成二一年に供用開始以来、多くの町民や町を訪れる観光客に広く利用されている施設であり、敷石については玄昌石を、耐水性が高いこと、加工しやすいこと、一枚一枚が異なる色彩をもつことなどの特徴から、敷石材として採用して整備しています。

しかし、供用開始以来、二十年以上が経過し部分的な剥離などが発生してきているため、敷石の割れ処理については破片の清掃処理の他、部分補修を行っていますが今後もパトロールによる状況の確認をしながら適切な管理に努めます。

草刈り後の草の収集作業については、刈り取り回数が他の公園に比べ多いため、刈り取った草丈が短いことから、これまでは収集作業の必要はないとの判断をしていますが、風などによる散乱

もあることから、現地の状況の把握に努め、こうした中で収集が必要とされる場合は適正に処理します。



岩内町地域防災計画の

現状と進捗状況について

■質問■

岩内町地域防災計画の目的は町民の生命・身体及び財産を災害から保護するためとあります。その上で災害発生時及び防災の具体的な対策事項の実施状況及び進捗状況についてお尋ねします。

一、① 災害時要援護者対策計画について伺います。

要援護者の実態の把握、あるいは部局間の連携による体制の整備、その現況及び進捗状況について具体的にお知らせください。

② 自主防災組織の育成等に関する計画について伺います。

災害発生時の被害軽減を図るため地域ごとの自主防災組織構築の取り組み、組織率等の現況をお知らせください。

③ 次に、食料等の調

達、確保及び防災資機材等の整備計画について伺います。食料等の確保、防災資機材の整備、備蓄倉庫等の整備の三点の整備の実態と進捗状況についてお知らせください。

④ 上越市、深浦町との姉妹都市災害時相互応援協定の円滑な運用を図る意味においても一層の交流の進展に努めるべきと考えますが町長のお考えをお聞かせください。



■町長■

一、①訪問調査を実施し、持病の有無やかかりつけの医療機関、緊急連絡先など、避難時の支援に必要となる情報把握と情報を地域の町内会等に提供するための同意調査を行っています。

進捗状況は、本年五月末現在で、登録されている対象者二千七百七十五人のうち、千二百四十五人の実態調査等を終了し、進捗率は四十四・九%となっています。

また、災害時の要援護者の支援体制をさらに強化するため、要援護者に関する個別計画の充実に目指し、部局間で意見交換しながら情報を共有していくよう、さらに連携を密にします。

② 一部町内会の協力を得て、組織内の防災体制の確立に取り組んでいたようですが、地区内に住む要援護者の登録申請作業への協力や、同意を得た方々に関する情報提供を行うまでにとどまっています。

今後、モデル事例として防災体制が早期に確立されるよう支援に努め、他の町内会等への啓発に波及させるよう、自主防災組織の拡充に取り組みます。

③ 北海道を通じて行う各種企業団体への要請のほか、町内のコンビニエンスストアーなど五社と、応急生活物資に関する協定を締結し、食料等の提供を受ける体制を構築してきたところです。

食料の備蓄については、消費期限や処分方法などの課題もあります。が、それらを整理する中で、種類、数量、保管場所などを含め、十分検討を加えます。

防災資機材については、避難所用のロール

マットや毛布をはじめ、懐中電灯、移動無線機、特長靴、スコップなどの各種作業用具を常備しています。

このうち、避難所のロールマットや毛布については、学校など施設管理者と協議を行い、備蓄倉庫の設置箇所、規模、保管資機材の種類などについて、総合的に検討を進めます。

④ 被災者に対する住宅の提供や、人員派遣も含めた災害時相互応援協定を結んでいることは大変心強いことですので、その関係の重要性をしっかりと認識し、災害時における相互応援の体制が迅速にとれるよう配慮します。



北海道町村議会議員研修会に出席しました。



北海道町村議会新任議員研修会に3名の議員が出席しました。

大田 勤議員（日本共産党議員団）

原子力安全・保安院への 北電の報告について



■質問■

一、判断を国や道まかせにしてプルサーマル計画への住民の不安や福島原発周辺住民が避難を余儀なくされている現実をみず、岩内町民や二十km

東京電力からプルトリウムを購入してまで申請する北電に対しプルサーマル計画は再検討、計画の中止を表明するべきではないか。

周辺も避難対象地域にという後志町村の不安な思いをどのように受け止めているか。

四、原子力事故を踏まえた緊急対応を行った北電に対して住民不安の解消のためにもきちんとした住民への説明の場を設定すべきではないか。

二、現在の原発技術は本質的に未完成で危険なものという認識をお持ちなのか。

五、北電は四月二十九日原子力安全・保安院より指示を受け五月三十一日まで報告をまとめていますか安全性に影響しないと考えていた活断層や特殊な地形などすべてを検証したのか。

三、伝えられる原発事故の惨状が答弁に反映していると思われませんが日頃、原発の運転は「安全確保に万全を期すこと」と表明している上岡町長

六、泊原発の沖十五kmの海底に、六十〜七十kmの海底活断層がある可能性の高いことが、東洋大

学・渡辺満久教授チームによって指摘され北電は活断層自体を否定していましたが、報告では泊発電所周辺において既往の調査に基づき活動性を否定している断層、変異地形、リニアメント等に関する情報を整理した。その内容は耐震設計上考慮していない断層に対する評価（敷地周辺・近傍の断層など）として二十四カ所をあげその中に沖合十五kmの積丹半島西部の海成段丘が含まれています。原特委の中でも断層を認めましたが、今まで存在すること自体を否定していたのになぜ一変して認めることになったのか。

八、調査した結果が「段丘面に北西への系統的な隆起傾向は認められない」との総合評価ですが東洋大学・渡辺満久教授チームの調査報告との違いは地元住民の大きな不安です。調べた方法、ボーリング調査、地表地質調査、ピット調査の場所を明示することも、調査資料の公開、調べにあつた会社等の公表は調査結果に責任を持つうえで当然の事と思えますがいかがか。

九、北電の調査に基づき保安院も調べていますか同じ場所を調べたのか。

十、沖合十五kmに六十〜七十kmの活断層はマグニチュード七・五以上規模の地震が予測されるならば評価の違いを検証すべく公開で説明するなど住民不安の解消のためにも道・四町村が働きかけて検討の場を設定すべきではないか。

は、危険な放射能を出し続け、事故処理の見通しも立てれないこの時期に

七、積丹半島西部の海成段丘の調査方法は。

十一、報告では原子力発電所敷地内にも十一箇所の断層、最も長いもので千m以上あると明記。北電は耐震設計上考慮していない断層と報告していますが原子力発電所敷地内に十一箇所の断層の安全だという根拠は何か。

十二、原子力安全委員会は、「東北地方太平洋沖地震以降の地震活動において、東北地方から関東地方等で、従来、地震活動のほとんど観測されていなかった場所においても、東北地方太平洋沖

地震の発生により誘発されたと考えられる地震活動が活発になってきていることを踏まえ」追加調査を指示している。

敷地内に断層がある泊原発は問題があると言わざるを得ませんがどのように受け止めているか。

■町長■

一、福島第一原発事故を契機として、五月に後志町村会では、泊発電所の安全性の確保に係り、北海道と北電株に対し、「安全性の確保」「説明責任」および「風評被害の防止」等について要望を行っております。

この中では、プルサーマル計画について具体的に言及はされていませんが、原子力発電所に対する地域住民の不安感については十分に理解できる

ところであり、今後、泊発電所の立地地域の首長として、より一層の安全・安心の確保のため、各種の取り組みを進める所存です。

二、この度の緊急安全対策にもあるように、津波対策や過酷事故対策については不十分であったとの認識を持っていきます。

何れにしても、福島第一原発の事故について、早期に事故原因の究明を進め、課題の抽出を図っていくことが、原子力発電に係る各種の技術力向上には不可欠と考えています。

三、今後、国の検証委員会、福島第一原発の事故においてMOX燃料の使用がどのように影響していたのかの検証されるものと考えており、そ

の結果によりましては、北海道や岩手三町村と連携し、適切に対応します。

四、北電では、泊発電所の緊急安全対策について、パンフレットの作成、地元四町村の住民を対象とした説明視察会の開催など、情報提供に努めているものと承知していただきます。

しかし、今般の状況を踏まえれば、継続的に、正確かつ分かりやすい形で、積極的な情報提供が求められており、町としても、緊急安全対策を含めた各種情報について、北電はもとより、国に対しても、住民への説明の場を設定するよう要望します。

五、これ迄に実施されている泊発電所の耐震安全評価の調査結果から、必要な情報の検討を行うためのと承知していただきます。

六、七、ご質問の海成段丘については、「陸の断層等」「海の断層等」

および「その他」の三つに分類された内の、その他の「積丹半島西部の海成段丘」として評価されたものと承知していただきます。

次に、調査方法は、文献調査、地形調査、地表地質踏査、ボーリング調査およびピット調査です。

八、ご質問の調査項目のうち、調査会社名以外に主要な内容は、北電が国に報告し、適宜、専門的な委員会が開催され、この際の説明資料および検討内容とも、国のホームページにて公開されています。

九、泊発電所の耐震安全評価の内容確認作業の一環として実施されたもので、泊村から神恵内村付近までの約十二万五千年前に形成された海成段丘等に関する北電の評価について、露頭観察等を行ったものと承知していただきます。

十、国の専門的な委員会において、その内容の妥当性を確認中であることから、推移を注視しながら、町として適切な対応をします。

十一、十二、発電所敷地内の断層は、文献において活断層の存在が指摘されている断層や変動地帯として抽出されている断層はなく、加えて、北電では、ボーリング調査、試掘抗調査およびトレンチ調査を行い、その活動性について評価を行った結果からも、「耐震設計審査指針」に照らし、約十二万から十三万年前の後期更新世以降の活動は認められないとの理由から、「原子力発電所の安全性に影響を与えるものではない」と評価されたもの承知していただきます。

次に、敷地内断層への東北地方太平洋沖地震の影響については、泊発電所周辺では地殻変動の影響は小さく、地震活動も特に顕著な兆候は見られないことから、影響はないと伺っています。

十三、日本のエネルギー政策は、従来から多様性を確保すべきとして、ベスト・ミックスの重要性に言及しており、特に、再生可能エネルギーについては、今後果たし得る役割や重要性が高まり、技術革新も進む

地域防災について

ものと考えます。しかしながら、少なくとも現時点では、エネルギー安定供給の確保の観点から、原子力発電が果たす役割に変わりはないものとの認識を持っています。

■質問■

一、岩内町防災会議で津波避難計画（地域防災計画）はいつ作成されたのか。

二、防災会議は定期的に行われているのか。

三、会議では岩内町地域防災計画を作成し及びその実施を推進することとあるが計画作成後見直しなど行われたのか。

四、東日本大震災後、津波対策では根本的な見直しが必要と思いますが会議の予定はあるか。

五、津波ハザードマップでは津波の高さは何m

で想定されているか。

六、建物の全壊・半壊・床上浸水・床下浸水は何mで被害想定軒数は。

七、人的被害冬季・夏季ではどのようにシミュレーションをしているのか。

八、道がおこなった津波被害想定は北大橋本教授の分析と比較して、町はどのように受け止めているのか。

九、標高5m以下で海岸から700m以内の地域の建物が被害を受けることとした場合津波の対象となる地域はどこまでを

想定しているか。

十、御崎の住民が避難する老人福祉センター、

清住の住民が避難する働く婦人の家、大和・万代・大浜の住民が避難する文化センターは、建物の流出や倒壊などの壊滅的被害が集中すると指摘された地域に入るのではないか。

十一、御崎の住民が避難する西保育所や相生、野束住民が避難する第二中学校は野束川流域にあり津波が遡上した場合、同じような被害が生まれるのではないか。

十二、相生の住民が避難する中央保育所は役場庁舎より低地にあり園児の安全を守るためにはこれも適さないとと思うが。

十三、災害救助法に基づき救助においては、要援護者に対して特別な配慮をする避難所を「福祉避難所」として位置づけていますが特別な配慮とは何か。

十四、福祉避難所として指定される施設はどのような施設か。

十五、ここに避難できる対象者はどのような人か。

十六、町に該当する建物はあるか。

十七、被災した多くの

庁舎には住民基本台帳など、自治体を持つ重要情報を喪失したため不明者の確認も出来ない状況が生まれています。

こうした災害に備え重要書類のバックアップなどの対策はどうか。

十八、災害時要援護者名簿の策定は進んでいるか。

十九、福祉避難所などこうした計画は策定されているか。

二十、町として新たなハザードマップを作成し住民周知をおこない地域防災を徹底することなど

早急に行うべきと思うがいかがか。

■町長■

一、平成七年十一月に開催した岩内町防災会議において審議をいただき、知事への協議・回答を得た上で、防災会議において正式決定し、平成八年五月に発行しています。

二、三、毎年計画に検討を加え、計画の修正が必要となった場合には、必要に応じ防災会議を開催し、見直しを実施してきています。

四、現在、国の中央防

災会議では、専門調査会を設置し、今回の地震・津波被害の把握・分析、今後の地震動推定・被害

想定のある方等について検討し、本年の秋頃までに取りまとめを行い、防災基本計画の見直し方針

等を示すこととしておりますが、道や市町村の地域防災計画については、災害対策基本法に、国等が作成した防災基本計

画・防災業務計画と矛盾・抵触するものであつてはならないと定められています。

したがって、国および道の防災計画等の見直しにあわせて必要と考えています。時期・内容は、中央防災会議での知見や検討状況とも関係して、向を注視し、対応します。

五、町への想定津波では、北海道北西沖の沖側と沿岸側における地震および北海道南西沖地震となっており、岩内港の最大遡上高は、三・九八mです。

六、被害想定が最大となる津波は北海道南西沖地震であり、防波堤などの施設機能が失われたと

想定したケースによる木造建物への津波最大浸水深では、全壊が二m以上

で十九棟、半壊が一mから二mで三十五棟、床上浸水が五十cmから一mで百七棟、床下浸水が五十cm以下で四百四棟となっています。

七、冬季では、死者数五人、重傷者数三人、中等傷者数六人となっており、夏季では、死者数九人、重傷者数五人、中等傷者数十二人となっています。

八、道が行った津波シミュレーションにおける基礎データは、地表部分では、都市計画図や港湾・漁港・等高線などを用い、海底地形の等高線データを加味しています

が、北大大学院教授の分析では、地理情報システムと基盤地図情報を用いた分析となっています。

したがって、両者の基礎データの違いから、それぞれシミュレーション又は、分析の結果になったと判断しています

が、町としては、本年度、道が行う津波浸水予測図の作成により、今後、詳細なデータが町に対し提供されると考えています。

九、地区別では、万代、大和、御崎地区の全域と、

東山および宮園を除く他の地区では一部が、対象

地域となっています。

十、十一、十二、町防災マップでは、文化センター、老人福祉センター西保育所の三施設について、標高五m以下となっています。

この三施設を含めた、町の避難施設のあり方については、国の中央防災会議での知見や道が作成する津波シミュレーションの提供、データなどを基礎としながら、十分な検討を行いたいと考えています。

なお、働く婦人の家、第二中学校、中央保育所の標高は、それぞれ、五・八m、十・〇m、八・四mとなっています。

十三、十四、十五、十

六、十九、特別な配慮の具体例は、相談にあたる

介助員等の配置や、ポータブルトイレ等の設備、日常生活上支援に必要な

整備などが挙げられます。町は、小学校三校、中学校二校、高等学校一校

の計六校の学校施設について、福祉避難所としても指定したところであり、現在、道との協議を進めています。

十七、毎日、自動的に、メインサーバーのデータを予備サーバーに保存することとし、さらに、地震等により、メインおよび予備のサーバーが使用不能となった場合の備えとして、情報をテープに保存し、耐火金庫に保管しています。

また、万が一の事態においては、住民基本台帳システムを活用し、住民状況を把握・整理するためのデータを作成することとしています。

十八、支援を必要とする対象者個々の実状把握と個人情報支援をいかにするための同意調査を実施しており、五月末現在の状況は、対象となる要援護者二千七百七十五人のうち、千二百四十五人の調査を終了し、進捗率は四十四・九%となっています。

二十、国の防災基本計画の見直しの検討結果や道が新たに作成する津波浸水予測図の作成状況を踏まえ、速やかに対応できるように取り進めます。

ゴミ最終処分場の

用地について

■質問■

一、報告に対する委員会質問で二十二年一月、関係団体として、酪農関係者全員、水利権者、JAきょうわ、岩内漁業協同組合に説明したところ「進めるなら良い」という感触を得たと応えていましたが「感触」が適地と判断した根拠となるものですか。

二、反対住民の思いをどのように受け止めるのか。

三、岩内庁舎建設のため住民理解を得るために取った手順はどのようになっていますか。

なぜこうした手順が踏まれなかったのか。

ろに指示を出していると思うがどのような検討体制を取って来たのか。

七、岩内地方衛生組合の報告だけで住民へ判断を迫るのではなく町民へ検討する資料の提出が必ずです。

町民の財産を提供する町として、判断基準・決定した経過の公表を求めます。

八、候補地の決定までに住民説明会、関係機関との協議は不可欠でこうしたことを抜きで候補地を決めることがあつてはならない事です。

ましてや町長は町政執行方針で「協働への情報の公開と共有化を謳い協働の町づくりを進めるにあつては情報の共有化が重要であり、このためには情報の公開に併せて、情報の双方向化が前提となる」と表明しています。

あなたの執行方針からみても整合性が取れないのではないかと。

九、町として住民対応

をいつからどのようにしていくと考えているのか。

こうしたことがおこなわれなければ、行政に対する不信を招き、住民も納得できず、候補地の決定はできないと思うがいかがか。

十、ゴミ処理場や最終処分場は地域の土地利用上、住民の生活に係わりが大きく、時間はかかりませんが検討委員会を設置して開かれた場で進めるべきではないのか。

■町長■

これを踏まえ、岩内地方衛生組合は、平成十六年度から候補地について岩内町内・外を含め検討を重ねましたが、決定には至らなかったところで、最終的に、施設整備事業に要する期間等を勘案すると、岩内地方衛生組合の組合長でもある私が、一定の決断を迫られ、結果として、現予定地を候補地とした現地調査を受け入れ、岩内地方衛生組合にて適地と判断されたところです。

また、一般廃棄物の中間処理施設、じん芥処理場は、最終処分場と併設して整備予定とのことですが、要となるごみ処理の方式や内容等詳細は、現段階では確定されておらず、今後も検討が重ねられていきます。

今後は関係機関や、地域住民への十分な説明が岩内地方衛生組合において適切に行われると考えます。

年度の後半に交付金の採

地域の公衆衛生施設

銭湯について

二、三、八、九、十、地域住民への対応と関連する情報の提供は、事業者が、関係団体や住民の皆さんなどへ説明をする予定と伺っていますが、ご指摘のように、本事業計画の実施には、地域住民および関係団体の皆さんのご協力とご理解が前提と考えます。

したがって、町は、岩内地方衛生組合に対し、各方面への対応が適切に実施されるよう要請し、町の業務に関連する事項は、岩内地方衛生組合や関係機関とも連携を図り、協議を進めたいと考えています。

五、六、この度の最終処分場等の整備計画は、岩内地方衛生組合議会の議決を経て本町に報告されたところであり、本計画の実施に際しては、農業、漁業、土地利用、都市計画、道路計画など広範な法的手続等が必要と考えられており、岩内地方衛生組合と協議調整しながら適切に対応していきま

■質問■
現在町で銭湯は一軒となっています。

一、こうした状況を町としてはどのような対策を考えているか。

二、銭湯経営者が経済的にも大変な事業努力をして運営している公衆浴場。公衆浴場確保のための特別措置に関する法律に基づき早急に対策を立てなければ公衆衛生の向上及び増進並びに住民の福祉の向上に寄与する場が確保できなくなると思いますがいかがか。

三、自分の家に風呂があっても一人住まいの人は銭湯などへ入りに行く事も多く、コミュニティの場としての機能を持つ銭湯は町にとって大切な施設です。
風呂に入りたくても条件が悪く入れない住民のその利用の機会の確保を図り、公衆衛生の向上及

び増進からも速急な対策が迫られていると思うがいかがか。

四、余市町では厚生労働省の「先進的事業支援特別交付金を活用し、廃業した銭湯を障害者と高齢者が就労する社会福祉法人の運営で復活させ事業が進んでいる。

この事業は、小樽四つ葉学園から障害者の自立支援と高齢者の就労の場に役立てる共生型事業施設として進められています。
先進的事業支援特別交付金はどのようなもので、交付基準単価はいくらでどのようなになっているか。

五、こうした先進的事業支援特別交付金を活用、事業を検討し、「住民の健康の増進、住民相互の交流の促進等の住民の福祉の向上のため、公衆浴場の活用について適

切な配慮をするよう努めなければならぬ。」とする公衆浴場確保のための特別措置に関する法律に基づき銭湯の再開、町独自の事業として取り組むべきでないか。

■町長■

一、二、三、町内の銭湯は、平成十六年には五軒の営業でしたが、本年四月に一軒の廃業により四軒が減少し、現在は一軒の営業となっています。

廃業に至る原因は、経営者の高齢化と後継者の不在、近年の生活様式の変化、住民の嗜好の多様化、燃料価格の上昇などの影響が大きな要因と考えられ、町も大変憂慮しています。

このことから町は、公衆浴場の確保を図るため、銭湯経営者の方々と将来の経営見通しや支援の方法などについて協議の場を設け、営業継続への対策として、助成措置

を含む様々な手法を提案しました。

しかし銭湯経営者から公的な助成を希望せず、今後とも個々の経営形態を大切にして営業活動を続けたいとの意向があり、結果的に、町の助成措置は具体化されませんでした。

ご質問のように、町内には入浴の機会を銭湯に頼らざるを得ない方々もおり、町は、こうした方々のためにも現在、一軒の銭湯には一年でも長く営業継続されるよう、これまで以上に相談を受けさせていただき、有益な情報の提供にも積極的に努めたいと考えています。

四、先進的事業支援特別交付金は、厚生労働省が所管する交付金制度で、目的は、高齢者ができる限り、在宅に近い居住環境の中で生活できるように介護や福祉、医療等の多様なニーズに応じ

るため、既存施設の改修などの経費に、国が助成を行うものです。

対象事業は、都市型の軽費老人ホームの整備、緊急時のショートステイ用個室の整備などのほか、市町村が提案し、全国的にみて先進的と国が認める事業です。

平成二十三年度の交付基準単価は、事業ごとの限度額が、一千万円から三千万円です。

五、現在一軒の銭湯経営者が懸命に営業活動している状況のもとで、国の交付金を活用し、町が廃業した銭湯の再開に向けた事業に取り組むことは、少なからず既存の銭湯経営者の営業活動に影響を及ぼすと考えます。

したがって、町は、営業努力をしている経営者がいる現段階では、町独自の事業計画として取り組む考えはありません。

齊藤 雅子 議員（公明党）

防災対策について

■質問■

一、岩内地方文化センターを含む本町の避難場所十四カ所の標高は、

避難所の立地、標高、避難経路の掲載等、見直しが必要なのでは。

二、津波の恐ろしさを知るにつけ避難の目安として海拔5mの高さを示す津波標識を電柱等に設置する考えはあるか。

三、①本町の防災無線が音が悪く聞きづらい等の声がある故、点検、改修すべきと思うが。

②屋外の住民に対する情報伝達手段は。

③災害時に必要なラジオの難聴地域対策の取り組みは。

■四、平時から災害時に

住民本位の行政サービスが提供される体制作りのため被災者支援システムの早期導入を。

■五、巨大津波被災の中、

防災教育が功を奏し釜石市の小、中学生は、ほぼ全員が無事、災害時に必要な判断力、行動力を身に付けさせる防災教育の推進をすべきでは。

六、①本町における年二回の防災訓練は、どのような取り組みか。
②年に一度は全町一斉に取り組むべきでは。

■町長■

一、防災マップの避難施設の海拔は、人材開発センター三十・九m、文化センター二・五m、働く婦人の家五・八m、老人福祉センター四・四m、デイサービスセンター二十三・一m、東山保育所二十七・五m、西保育所四・〇m、中央保育所八・四m、東小学校二十四・〇m、中央小学校十八・〇m、西小学校十二・〇m、第一中学校三十二・〇m、第二中学校十・〇m、岩内高等学校十三・〇mとなつています。

避難場所及びハザードマップの見直しは、国及び道の防災計画等の見直しにあわせて必要になってくると考えています

が、時期及び内容については、国の中央防災会議での知見や検討状況、さ

らに、道が作成する津波浸水予測図との整合性を図る必要があることから、これらの動向を注視し、速やかに見直しを行うことができるよう対応します。

二、町民の安全・安心を守ること、また、不断の防災意識の高揚を図るといった観点から、事業実施の可能性や優先性、さらには、手法の有効性や財源措置など、防災施策の一環として、総合的な角度から検討を加えます。

■三、①②③ 苦情・相談

を受けた際には、その都度、担当職員が各家庭を訪問し、修理や必要な部品の交換、さらに故障の状況により新しい機器を貸与しており、新たな高層建物の影響や発信地から距離がある場合は、必要により屋外アンテナを設置しています。

今後とも、全世帯で戸別受信機が良好に受信でき、その活用が図られるよう広報や防災行政無線により、積極的に周知します。

防災行政無線を広域な地域に放送する施設として、屋外子局を設置しており、設置場所は、岩内新港地区、マリンパーク、運動公園、森林公園、雷電温泉地区の五箇所です。

さらに、町公用車のほか、災害の状況に応じ、



岩内消防署の協力を得て、スピーカーを搭載した車両により、緊急時における、町からの情報等の住民周知を行うこととされています。

ラジオの難聴地域対策では、放送各社へ地域の受信状況を伝え、改善の要望を行いました。経営上の問題等の事情から解決には至っていません。

国、道に対しては、後志総合開発期成会等により、受信障害解消および長大トンネル内の放送設備設置について要望を行っているほか、岩宇三町村長と共に、道経済産業局及び道へ要望に伺ったところであり、今後ともこのような取り組みを継続していきます。

役場庁舎について

四、被災者支援システムの運用のためには、専用サーバーの設置や、システム起動のためのソフトの購入、さらに、システムの構築費用などの諸課題もあることから、これらを調査する中で、システムの導入について検討します。

六、①訓練の取り組み内容は、関係機関による共同訓練及び町独自訓練として、災害対策本部の設置や通信・広報訓練、さらに退避所開設準備、退避等訓練などを実施しており、保育所園児や小学校児童のほか、一部地域の方々の協力を得ながら、屋内退避や災害時要援護者の搬送訓練などに参加をいただいています。

② 防災訓練については、現時点で、全町一斉の実施は難しい状況にあると考えますが、平常時より災害に対する備えや、災害発生時の被害軽減を図るため、町内会等への働きかけなどを行い、その実施に向けた課題等について整理していきます。

■教育長■

五、本町における防災教育は、各校の教育課程に位置付け、学校防災計画や危機管理マニュアルなどを策定し、予防管理対策や避難・通報訓練など、学校全体として防災教育に取り組んでいきます。

その中で、実践的な教育であります避難訓練も、全校で火災や地震を想定した訓練を年二回実施しており、こうした防災教育や訓練を通じ、児童生徒が学校管理下だけではなく、家庭や地域社会の中で災害時に安全かつ的確に対応できるよう指導に努めています。今後は、地域防災計画に沿った津波災害時の対応も含め、一層の効果的な内容・訓練になるよう、学校や関係機関とも連携し、防災教育の推進に努めます。

■質問■

一、高齢者、障害者など全ての人に使いやすい、人工肛門や人工膀胱を持つ人などが安心して利用できるオストメイト対応型トイレの設置が必要かと思うが。

二、新庁舎や保健センターに、おむつ交換と授乳が出来る赤ちゃんステーションの設置を考慮するが。

三、杖を利用する高齢者や障害者への配慮として保健福祉課等、窓口カウンターの杖を立て掛けられる様な工夫を思うが。

四、環境にやさしい太陽光発電を導入すべきでは。

五、次世代照明のLEDを新庁舎でも一斉導入を進めるべきでは。

六、町民の皆さんが来庁した時に一休みし、お話しできるコミュニケーションスペースをつくる考えはあるか。

七、新庁舎の駐車場に車いすマーク(身体障害者用)と共に心臓や呼吸機能、免疫機能等の内部障害者を示すハートプラスマーク、妊産婦への配慮を求めるマタニティマーク等、優先スペースを利用できる様に標示板を設置する考えはあるか。

■町長■

一、二、三、六、七、いずれも、来庁者に配慮した有効な設備であると認識しています。

議会や町民の皆さんの意見を聞くとともに、他の先進導入施設の状況なども検討を行い、本町に必要な施設整備のあり方について勘案し、本年度中に役場庁舎等建設基本計画・基本設計を取りまとめます。

四、五、省資源・省エネルギー対策など環境への配慮は、新庁舎建設の基本的な方向性の一つにも掲げていますので、太陽光発電やLED照明の導入に関しては、節電効果やコスト、今後の新エネルギー政策の推進動向などを十分注視し、導入の可能性について検討します。



佐藤英行議員（無所属）

泊原子力発電所について

■質問■

三月十一日に発生した東日本震災により、福島第一原発は炉心溶融等の過酷事故となった。

北海道、岩手四町村で設置したプルサーマル計画に関する有識者検討会議」が示した国の安全審査指針に則った最終報告「提言」により、北電の泊原発三号機でのプルサーマル計画は妥当と町長は判断した。

しかし、原子力安全委員会がこれまでの安全審査指針は間違いとしており、よって、一、プルサーマル計画の凍結または白紙撤回を北電に求めるべきではないか。

■再質問■

二、福島第一原発敷地内よりプルトリウムが検出され事故原因がまだ不明であることなどから、

泊三号機でのMOX燃料を製造開始することは許されないことだと考えるが、町長の考えは。

■町長■

一、シビア・アクシデントへの対応については、福島第一原発の事故を踏まえ、国より、三月三十日の緊急安全対策に加え、六月七日に追加の指示が各電力事業者に出され、現段階では、万が一、シビア・アクシデントが発生した場合でも、迅速かつ適切な処置がとられるものと考えています。

したがって、現時点では、泊発電所三号機のプルサーマル計画について、町として、凍結もし

くは白紙撤回を求める考えには至っていません。

二、今回、事故のあった福島第一原発三号機にはMOX燃料が使用されていますが、事故の詳細が明らかになっていない現時点では、MOX燃料がどのような影響を及ぼしているのかが明らかになっていません。

町としては、今後、国の検証委員会において、福島第一原発の事故でMOX燃料の使用がどのように影響していたかの検証がなされるものと考えており、その結果によっては、道や岩手三町村と連携し、適切に対応します。

■再質問■

地域住民の生命・財産を守り、子供たちの未来に「負の遺産」を残さないためにもプルサーマル計画の中止を求める考えはないか。

■町長■

町としては、原子力発電所は何よりも安全性の確保が不可欠であり、安全運転に万全を期す必要があると強く考えています。

よって、今後行われる国の検証委員会において、MOX燃料に起因する課題が確認された場合には、この検証結果を踏まえ適切に対応します。



泊原子力発電所

志賀 昇議員（清和クラブ）

原子力発電所問題

について

■質問■

今年三月十一日発生のも東日本大震災により、福島第一原発に深刻な事故が発生し、その後も様々な問題が発生している中で三ヶ月が経過しましたが、依然として収束には至っておりません。

全国では、震災後に原子炉を起動させた原発はないと報道されておりますが、泊原子力発電所三号機については「試験運転状態 異例の三ヶ月」と新聞報道されておりますが、お尋ねします。

一、新聞に書かれている「試験運転状態 異例の三ヶ月」は、この後いつまで続くのか。

二、国に最終検査を申請し、いつ頃、最終検査を受けるのか。

三、福島原発事故の原因などについて、地元町村としても同様に十分な説明を国に求めていくのか、泊原発の安全性に関わる北電からの情報開示の徹底を地元最大の人口を有する岩内町をはじめとしてどのように担保していくのか、今後の事態はどのように進展していくのか。

■町長■

一、二、北電に問い合わせたところ、現在、最終検査となる総合荷性能検査を受ける準備中であるが、時期については未定とのことです。

したがって、最終検査の申請および受検の時期についても未定とのことですが、北電としては、営業運転再開は、法的に

は北海道および地元四町村の了解が要件とはなっていないもの、ご理解をいただきながら進めることが望ましいと考えており、このような点も踏まえ、今後、最終検査の時期を判断していきたいとのことです。

三、原子力発電所に係る各種の情報については、あらゆる機会を捉え、町としてしっかりと国に説明を求めていくことが重要と考えています。

次に、北電の情報開示の徹底ですが、町としては、今後とも、北海道および岩内三町村とも連携し、正確かつ分かりやすい形で、積極的な情報公開を求めていきます。

次に、今後の事態の進展については、北電とし

て、北海道および地元の情報を進めるのが望ましいという姿勢を考慮すると、現段階では予測することは難しいものと考えています。

企業誘致について



■質問■

日本経済は東日本大震災の影響により、経済活動が回復どころか益々悪化の一途をたどっておりますが、岩内町も長引く不況の中、企業の誘致を図り、雇用の増大と税収の増加を図れるような、町づくりに取り組む事が最も重要な事であります。

岩内町の企業誘致については、「岩内町の港湾と港湾施設用地の活用を図る企業誘致」が最も重要なことであり、北海道での電力供給量は十分に確保できる状況にあること、今年四月から港湾用地の売却単価を下げていること等の優位性をセールスポイントとして、港湾施設用地に積極的に企業誘致を図るべきと考え

ますが、お尋ねします。

一、企業誘致に対する企業訪問では、トップセールスが一番成果が上がるものと考えておりますが、今後の取り組みについて。

二、進出した企業が岩内町に定着していただくためのアフターフォローが必要であり、その展開について。

三、過去五年間の企業進出の実績について。

四、過去五年間の企業訪問件数について。

観光振興について

■町長■

一、企業の情報の収集、岩内町の優位性のPR、地域資源の活用などを基本に誘致活動を展開しています。

情報は、本町に進出した企業や地元企業、町出身者からの収集を行っています。

これら情報を基に、担当者が企業訪問を行い、私も、様々な場面で協力を要請するとともに、今後もPRを進めています。

進出企業へは、定期的な訪問し、現状把握や各種制度の情報提供、地元での不安解消の相談にも対応します。

また、本社等を訪問し、情報交換も行っています。

二、企業にとって厳しい時期であり、誘致も厳しい状況ですが、進出企業へのフォローアップを図りながら企業が操業がしやすい環境づくりに努めます。

三、五年間で工業団地

への企業進出には至っておりませんが、五年間で本町に進出した企業で、三人以上雇用された実績は、十九年が二件、二十年・二十一年・二十二年、各一件となっておりです。

四、五年間の企業訪問件数ですが、延べ件数で十八年、道内六十三件、道外五件、計六十八件、十九年、道内五十五件、道外七件、計六十二件、二十年、道内五十件、道外十一件、計六十一件、二十一年、道内四十四件、道外二件、計四十六件、二十二年、道内六十六件、道外十件、計七十六件となっておりです。

■質問■

一、温泉に関係した岩内町の観光振興は二つの地区があり、温泉という恵まれた資源を最大限に活かし、観光振興につなげることが、最も重要な施策であり、雇用の創出が見込まれ、経済効果も期待出来るものであります。

雷電温泉は人気があり、これまで財政投資をして来たという経緯を踏まえ、雷電地区の再開発を行い、観光に関連する企業の誘致を図り、観光振興を図るべきではないか。

二、円山地区にある岩内温泉は岩内の市街地に近い位置にあり、周囲にはオートキャンプ場、森林公園、パークゴルフ場もあり、高台から見える北海道でも有数の夜景である岩内市街の夜景は、非常に癒し効果があると言われています。

岩内温泉は大都市札幌

圏から比較的近く、特にバスに乗り、パークゴルフを岩内で楽しむという、観光宿泊パターンを受け、パークゴルフ場の増設の声が多く出ており、町民の健康増進、さらには、観光振興という観点からパークゴルフ場の増設をすべきではないか。

■町長■

一、雷電地区は古い史跡や伝説で特異な存在となっている景勝地であり、良質な温泉資源を有していることから、町内の重要な観光資源と認識しています。

こうしたことから、新たな総合計画においても、中心市街地の街なか地区、円山地区とともに「自然景観を生かした観光フィールド」と位置づけており、今後においては、海岸線の大自然と温泉の魅力を最大限に生かし、恵まれた自然景観を活用した企画などを民間



パークゴルフ場

企業とともに検討しながら、観光振興を図ります。

二、現在のコースは、十八ホールのため、利用者がおよそ七十人を越えるとコース内の人の流れが滞る状態になります。

このことから、コースの増設については、今後、造成費用、増設場所等の調査を進める中で、関係部局とも十分に協議し、できるだけ早期の増設ができるよう検討します。

前田直久議員（無所属）

水道施設更新財源

について

■質問■

水道の少量使用世帯の水道料金軽減について「水道施設の更新に莫大な費用がかかるので軽減できない」とのことです。ありますので、施設更新について次の二点についてお尋ねします。

一、①更新の対象となる固定資産の範囲とその額について。

②その額すべてを水道料金で賄えるのかどうか。

③水道料金の中には、現在の固定資産の減価償却費も含んでいるが、現在の利用者は、現在の施設維持補修費と施設更新費の両方を負担することになり、受益と負担の考

えに照らしてこの水道料金について矛盾はないのか。

その際公営企業法上の制約はないのか。

二、水道事業会計では繰越資本剰余金五億千七百六十九万六千七百七十六円あるが、更新の財源とする事ができるのか。

それとも更新のための資金は利益剰余金の建設改良積立金のみなのか。

■町長■

一、①現在、町が進めております水道施設の改修については、構築物・機械及び装置・工具器具及び備品が更新の対象であることから、固定資産すべてが施設更新の工事費にはならないものであります。

②この施設更新にかかる費用については、現在の水道料金で補えるものと考えています。

③水道料金は、既存施設の給水原価としてだけではなく、施設の建設、改良による再構築さらには、維持管理費をも含まれているものであり、矛盾するものではないと考えます。

二、繰越資本剰余金については、地方公営企業法施行令第二十四条の二において、資産を売却しない限り、処分することができません。

また、施設の更新の資金としては、建設改良積立金のほかに損益勘定留保資金等を補てん財源として使用しています。

二、原子炉停止した場合、原発関連歳入の減額はいくらになるか。

原子力発電所について

■質問■

福島第一原発事故により、エネルギー政策は国内はもとより、国際的に見直されようとしておりますが、そこで、次の三点について、お尋ねします。

一、国内の原子炉で定期検査後運転を見合わせる動きがあるが、泊一号機について町長は関係町村長や北海道知事とどのような協議を進めているのか。

岩内町民の安心と安全のため、どのような安全対策を北電に求めるのか。

二、原子炉停止した場合、原発関連歳入の減額はいくらになるか。

三、国内のエネルギー政策が転換されないうちに、原発に依存しない産業振興策を確立しなければ夕張市と同じになると思う。

喫緊の課題は産業振興策と考えるが、どのような振興策をお持ちか。

三、国内のエネルギー政策が転換されないうちに、原発に依存しない産業振興策を確立しなければ夕張市と同じになると思う。

一、泊発電所一号機の場合、四月二十二日から八月上旬の予定で第十七回定期検査を実施しています。五月三十一日に原子炉容器出口管台溶接部傷が確認されたため、約一カ月ほど定期検査期間が延長する見込みとなっております。

二、原子炉停止した場合、原発関連歳入の減額はいくらになるか。

三、国内のエネルギー政策が転換されないうちに、原発に依存しない産業振興策を確立しなければ夕張市と同じになると思う。

この中で、町として北電に、強く求めているのは、「緊急安全対策に係る中長期対策の確実なる実施」と「住民への理解活動、わかりやすい、丁寧な説明」の二点です。

協議は行っていません。次に、北電に対しては、町では、岩宇三町村と連携し、福島第一原発事故および国の緊急安全対策を踏まえ、国、北海道および北電に対し、各種の要望を繰り返してまいります。



定例会報告

人権擁護委員に佐々木義明氏推せん

審議した案件

平成二十三年各会計補正予算等を審議する第二回定例会は、六月十三日招集され、町長より提案された議案の説明を受けた後、議案審査のため、休会に入りました。
六月二十日に再開し、六名の議員により町政各般にわたり一般質問が行われ、引き続き議案の審議を行い、全議案を原案どおり可決し、六月二十三日閉会しました。

全議案は原案どおり可決されました。

《予算》

○平成二十三年一般会計補正予算
栄団地除却工事費一千九百八十万円及び石狩後志海区漁業調整委員会委員補欠選挙費委託金約百一十万円などを追加補正しました。

《条例設定・改正》

○過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例設定
省令の一部改正に伴い、関係部分改正をしました。

○岩内町老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例設定

岩内町老人デイサービスセンター所在地の分筆に伴い、関係部分改正をしました。

○岩内町特別養護老人ホーム条例を廃止する条例設定

岩内町特別養護老人ホームの無償譲渡に伴い、条例を廃止しました。

《その他》

○岩内町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更

岩内町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更をするため、過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づき、議決しました。

○訴えの提起

町営住宅使用料の滞納整理を図るため、町営住宅の明渡し及び滞納住宅使用料の支払請求に関する訴えを提起することを決めました。

《人事》

○人権擁護委員の推せん

佐々木義明氏を推せられました。

審議した意見書

○住民の安全・安心なくらしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書

○地方財政の充実・強化を求める意見書

○北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書

○公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書

○東日本大震災の復興支援と総合的な復興ビジョン策定を求める意見書

全ての意見書を関係省庁に送付しました。

議会を傍聴してみませんか。

議会開会については、当日の朝の
防災無線でお知らせします。
手続きは、受付名簿に名前・住所・年齢を
記入するだけです。

一般質問の全文は、町のホームページ内「議会」の
ページにて公開しておりますので、ご覧ください。

町公式HP : <http://www.town.iwanai.hokkaido.jp/>

編集後記

「議会」たより百十三号」をお届けいたします。第
二回定例会での一般質問を中心に編集しました。
ぜひご覧になって、町の方針や議会活動もご理解
願いたいと思います。

なお、議会、たよりでは、一般質問を要約してお届
けしています。議会の一部よりお伝えすることがで
きませんので、町政を一層ご理解いただくため、町
議会を傍聴してください。

会議の内容は、会議録に詳細に記録されておりま
すので、ご覧になりたい方は議会事務局へお問い合
わせください。

なお、町ホームページ内の議会のページに、一般
質問の全文を掲載しておりますので、ぜひご覧くだ
さい。

また、議会、たよりに対するご意見ご要望等があり
ましたら、議会事務局までぜひお聞かせください。
お待ちしております。

任期満了に伴う、議会議員選挙が四月二十四日執
行され、議会構成が変わりました。

なお、議会、たよりで使わせていただきました写真は
は、ご希望があれば差し上げますので、お気軽にご
連絡ください。

(議会運営委員会)